

6月16日、19日、7月15日開催 審査した内容(議案2件、報告事項9件、陳情2件)

報告事項 第4期鎌倉市観光基本計画について

本計画は、本年3月に策定され、計画期間は令和8年度から令和17年度の10年間としており、計画の基本理念は「住み続けたい、また訪れたいまち、鎌倉」であり、単に観光客を増やすのではなく、市民生活との調和や持続可能性を重視する観光への転換を目指すとのことです。

主な内容としては、地域の混雑を緩和する「オーバーツーリズム解消に向けた取組」や、日本遺産を活用し特定の場所への集中を防ぐ「分散型観光の推進」などを実施するとのことです。

また、受入環境整備などの安定した財源確保のため、観光旅行者にも応分の負担を求める宿泊税等の仕組みの導入についても触れられており、本件については、令和8年(2026年)9月定例会に条例議案を提出する予定とのことです。

委員会では、報告事項について了承しました。

委員：森(委員長)、吉岡(副委員長)、大石、津野、児玉、日向



6月16日、7月15日開催 審査した内容(議案4件、報告事項4件)

議案第4号 物件供給契約の締結について

本議案は、平成26年(2014年)に構築した消防救急デジタル無線活動波設備について、運用開始から12年を迎えたことから、全面更新をするため、同設備の供給契約を三峰無線株式会社西関東支店と契約金額3億5178万円(消費税額等含む)で一般競争入札の方法により締結しようとするものです。

消防救急デジタル無線活動波設備とは、消防車両に搭載する車載型無線装置(左下図)、隊員が携行する携帯型無線機(右下図)、基地局設備、アンテナ設備等で構成される設備で、消防隊や救急隊が災害現場で安全かつ確実に連絡を取り合うための無線設備であるとのことです。

また、主に出動中や現場活動中に指令情報課と情報共有を行うために使用するものとのことです。

委員会では、総員の賛成により可決しました。

委員：重黒木(委員長)、岡田(副委員長)、加藤、中澤、松中、中村(聡)



観光厚生常任委員会

常任委員会

審査の一部を紹介します

総務常任委員会

建設常任委員会

教育こども常任委員会

6月16日、7月1日、13日、15日開催 審査した内容(議案3件、報告事項6件、陳情7件)

報告事項 鎌倉市交通マスタープランの改定について
鎌倉市地域公共交通計画の策定について

●**鎌倉市交通マスタープラン** については、平成16年(2004年)の改定以降、交通を取り巻く環境が大きく変化したことを踏まえ、本年4月に改定したとのことです(計画期間は、令和8年度～令和27年度の20年)。

交通マスタープランでは、「都市交通の将来像」として、「誰もが過度な負担なく、安全で快適な交通行動が実現できる社会」と掲げており、その実現に当たっては「円滑な移動」「安全・安心な暮らし」「拠点の賑わい」「環境負荷軽減」の四つの視点で交通政策を進めていくとのことです。

●**鎌倉市地域公共交通計画** については、昨今の高齢化の進展や生活様式の変化など、地域公共交通を取り巻く環境の変化等を背景に、地域の交通環境の向上や移動手段、交流促進に資する公共交通サービスの実現を目標として、本年4月に策定したとのことです(計画期間は、令和8年度～令和12年度の5年)。

本計画では、市内の自由な移動と交流を促進する公共交通サービスの形成を基本方針とし、「地域公共交通ネットワークの充実」「公共交通の利用促進」「安全・安心な移動の実現」の三つを目標に掲げ、取り組みを進めていくとのことです。

委員会では、いずれの報告事項についても了承しました。

委員：岸本(委員長)、長嶋(副委員長)、上野、小野田、武野、池田



6月16日、23日、7月15日開催 審査した内容(議案1件、報告事項8件、陳情1件)

議案第7号 鎌倉市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業等の保育料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

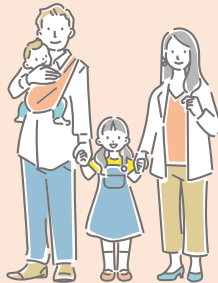
本議案は、第一子と第二子の年齢差による制度上の差異を解消し、多子世帯の経済的負担を軽減することで、子どもを産み育てやすい環境を整備するため、認可保育所等における第二子以降の保育料を無償とするよう、条例を改正するものです。

現行の制度では、3歳児クラスから5歳児クラスについては認可保育所等を利用する児童の保育料は無償、0歳児クラスから2歳児クラスについては、保育料を徴収しており、所得要件や第一子の年齢要件などの条件に該当する場合については、同一生計の児童のうち2人目以降から保育料を無償としています。

このたびの改正により、この所得要件や第一子の年齢要件をなくし、全ての世帯について、第一子が小学校に進学しても、同一生計の2人目以降の児童の保育料が無償となるもので、保育料の切り替え時期に合わせ、本年9月から施行するとのことです。

委員会では、総員の賛成により可決しました。

委員：前川(委員長)、藤本(副委員長)、細川、水上、岡崎、中村(て)、志田



可決した意見書

● 特別自治市構想の法制化及び推進に関する慎重な議論を求める意見書 ●

現在、指定都市市長会などを中心に道府県から独立して二重行政を解消し、一元的に全ての事務を担う「特別自治市構想」の実現に向けた要望や法制化への動きが進められている。大都市における行政の効率化や意思決定の迅速化、ひいては住民サービスの向上を目指すという大都市側の趣旨や危機感については理解できる部分もある。しかしながら、本構想の実現が周辺自治体や県全体の行財政及び広域的な住民福祉に及ぼす影響は極めて甚大であり、いまだ多くの課題や懸念が解消されていない。特に以下の点において極めて重大な懸念を抱かざるを得ない。

1 税収の偏在と広域自治体(県)の財政基盤への深刻な影響

富源が集中する指定都市が県から完全に独立した場合、県の税収は大幅に減少する。一方で、県が担うべき広域的なインフラ維持、過疎地・中山間地域への支援、防災対策などの負担は相対的に増大し、大都市周辺の市町村や県全体の財政基盤が著しく弱体化するおそれがある。

2 広域的な行政サービスの分断と地域格差の拡大

医療、公共交通、産業振興、環境対策など、今日の行政課題の多くは一自治体の境界を越えた広域的な連携を不可欠としている。大都市のみが独立した行政主体となることで、これまでの県と市町村による緊密な連携が分断され、地域間における住民サービスの格差や、いわゆる「都市部と周辺部の二極化」を助長しかねない。

3 住民への十分な説明と合意形成の不足

本構想は、単に一つの都市の制度変更にとどまらず、国・県・市町村の在り方を根本から変える「地方自治制度の大改革」である。しかしながら、大都市圏以外の住民や周辺自治体に対して、その影響や不利益に関する具体的な情報開示や説明は極めて不十分であり、国民的・住民的な合意形成がなされているとは言い難い。

地方自治の根幹は、一部の都市の利便性のみを追求するものではなく、地域全体の均衡ある発展と、全ての住民の安心・安全な暮らしを保障することにある。よって、政府及び関係機関におかれては、大都市側の主張のみに偏ることなく、周辺自治体や県全体の行財政に与える影響を多角的に検証し、地方自治の本旨に基づいたより慎重な話し合いの元に議論を進められるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年(2026年)7月15日

鎌倉市議会

● 企業版ふるさと納税の適用拡大を求める意見書 ●

企業が地方公共団体の地方創生事業に寄附を行うことで法人関係税の控除を受けられる「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)」は、地域の自立的発展を後押しする重要な制度である。

しかし現行制度では、地方交付税不交付団体は制度の対象外とされており、企業側に税額控除が適用されない。このため、企業が不交付団体へ寄附を行うインセンティブが働かず、制度の趣旨である「地域の創意工夫を支える財源確保」が十分に機能していない。鎌倉市は不交付団体であるが、歴史文化財の保全・修復、観光インフラの維持管理、子育て・教育環境の充実、気候変動に対応した防災・減災対策など、地方創生に資する施策の必要性は他自治体と同様であり、むしろ観光都市としての役割を果たすため、安定的かつ多様な財源確保の手段が不可欠である。

また、不交付団体であることは「財政に余裕がある」ことを意味するものではなく、交付税による財政調整の枠外に置かれることで、外部財源の確保手段が限られるという構造的課題を抱えている。企業版ふるさと納税の適用拡大は、こうした自治体の自立的な地域経営を後押しする制度的整備として極めて有効である。

よって本市議会は、国に対し、地方交付税不交付団体にも企業版ふるさと納税を適用できるよう制度を見直すこと、または同等の効果を持つ新たな財政支援措置を講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年(2026年)7月15日

鎌倉市議会